

会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

平成28年10月20日更新版

第1 対象者と利用手続

問1 住所地特例者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。

(答)

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、会津若松市に施設がある住所地特例対象者については、会津若松市の総合事業のサービスを利用することになります。

また、27年4月から、総合事業の基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントとともに、予防給付による介護予防支援について、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うことになりました。

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、被保険者証の住所欄を必ず確認してください（他市町村の被保険者証であっても、住所欄が会津若松市内であれば実施の対象となります。逆に、会津若松市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となります）。

なお、要介護・要支援認定については、これまでどおり保険者市町村が行います。

第2 訪問相当サービス・通所相当サービス

1 事業者の指定

問2 【市外事業所向け】

会津若松市外に所在する事業所で、会津若松市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続になるのか。

(答)

訪問・通所のみなし指定の事業者については、特に手続は必要ありません。

訪問・通所のみなし指定以外の事業者については、本市への指定申請が必要になります。

2 単価

問3 1月あたりの包括報酬のサービスの利用者に、月の途中で要介護と要支援の認定をまたがる区分変更、要支援1・2の間での区分変更があった場合の取扱いはどうするか。

(答)

日割りで算定しますので、1日あたりの単位を使用してください。

3 定款・契約書等（介護事業者対象）

※定款については、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へご相談ください。

問4 会津若松市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

(答)

老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第一号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。

問5 会津若松市所管の社会福祉法人で地域包括支援センターを運営している。定款には公益事業として「地域包括支援センター」と規定しているが、第一号介護予防支援事業を実施するにあたり定款の変更は必要か。

(答)

第一号介護予防支援事業は地域包括支援センターが実施する事業ですので、「地域包括支援センター」と規定されているのであれば、定款の変更は必要ありません。

問6 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

問7 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。

(答)

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

問8 現在、「訪問介護および介護予防訪問介護サービス利用契約書」としているが、その中に「総合事業」も含めた様式として差し支えないか。

(答)

契約書の内容については、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容も併せた契約書様式として差し支えないと考えます。

問 9

介護予防訪問介護を利用している利用者が、会津若松市訪問介護相当サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。

(答)

改めて取り交わすことが適当と考えます。

しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

問 10

提供事業者におけるサービス計画書の作成方法、書式などは現行の介護予防サービスのものを流用し現行の方法で処理してよいのか。「事業対象者」など明記する必要はあるのか。

(答)

総合事業のサービスを提供する場合には、サービス計画書の表題は、「介護予防サービス計画書」ではなく、「第一号訪問事業サービス計画書」等に修正し、現行のものを流用して処理してください。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。

第 3 その他

問 11

総合事業のみ利用する場合で給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合だけか。(支給限度額管理の対象ではないサービスのみ利用している場合、給付管理票は必要ないということでしょうか)。

(答)

貴見のとおりです。

問 12

介護サービスの提供にかかる事故に対応する為、損害保険に加入しているが、その保険は適用になるのか。

(答)

個別の契約内容によりますので、契約している保険会社に確認してください。

問 13

生活保護受給者が総合事業を利用する場合は自己負担か公費負担か。

(答)

総合事業のサービスも、予防給付と同様に、生活保護法における介護扶助の対象となります。